

規制改革会議 環境TF 議事録

内閣府規制改革推進室

規制改革会議
環境TF 議事次第

日 時：平成 21 年 3 月 4 日（水） 13:03～14:00
場 所：永田町合同庁舎 2 階 A 会議室

1. 開 会

2. 議 事

次世代環境技術の普及に関する要望について
（議事録公開）

3. その他

4. 閉 会

○本田主査 今日はお忙しいところをおいでいただき、ありがとうございます。

○森本座長 今日もありがとうございました。

○本田主査 関経連様においては、次世代環境技術の普及に関して御要望をいただきありがとうございます。

拝見させていただき、是非もう少し詳しく御教示を賜りたいということでお願いをした次第です。大変恐縮ですが、新しい資料もひよとして御用意を。

○森本座長 資料は、どちらかというまとめみたいなものです。

○中井参事 本文ではわかりにくいところもあり、補足の資料として提出させていただいておりません。

○本田主査 わかりました。20分ほど承って、あとはこちらの方から質問をさせていただくという形でもお願いしてもよろしいでしょうか。

○森本座長 わかりました。

○本田主査 よろしく願いいたします。

○森本座長 今回お手元に用意しております「次世代環境技術の普及に関する要望」というのが、実は関経連の中で2年ほど前から、環境技術はいろいろなものが出てきているなかで、実はまだ世の中でなかなか普及していないという状況があり、技術開発もさることながら、そういう技術が普及するのを阻害している要因を分析し、逆に促進するためにはどうしたらいいか、社会制度あるいは法律の問題とか、そういうものを一度拾い上げてみて、最後には国に社会に提言しようということで関経連の傘下の企業30社程度集まって検討してまいりました。

御説明の資料、A4の横になった分ですけれども、これのまず1ページ目を開けていただきますと、先ほど口頭で申しましたように、現在の社会の問題、地球温暖化、あるいはエネルギー安全保障の問題、それから特に関西の企業などは産業競争力の確保の問題、こういう問題に対して、環境技術というものでもって対処できるのではないかということから、この研究会の発足をして検討を始めました。

2ページ目を見ていただきましたら、これも2年間に我々がまとめたテーマを挙げております。そのテーマは合計5つありますが、それらを3つのカテゴリーに分けました。1つ目は「Ⅰ. 自然エネルギー発電普及促進のための施策」。2つ目が「Ⅱ. 将来の実用化に向けた施策」。1番目は今すぐにでもやれそうな話ということで、2番目はもう少し先を見た話、3番目については「Ⅲ. 民生部門のCO₂削減のための施策」ということで、ⅠとⅡとは少し毛色が違う、民生部門での総合的な施策という形でまとめました。

では続いて、順に御説明をさせていただきます。

まず1つ目は「太陽光発電施設の産業利用促進」という、いきなり少し細かい話に入りますけれども、工場立地法という法律によりますと、環境保全を両立するために工場敷地面積に対する生産施設とか緑地環境施設、こういうものの面積率の基準を決めています。これは具体的には、20%プラスマイナス10%という基準で、これは9,000平米以上の大きな工場については、工場敷地面積の20%プラスマイナス10%を緑地面積にすべきという定めがあります。

太陽光発電設備というのは御承知のように、これからですけれども、家庭用の発電設備としてはどちらかといったら結構普及が進んでいて、産業用は例えば 07 年度の J P E A、太陽光発電協会という団体があり、そこの統計ですと 07 年度で 15.3%、残りが民生用ですけれども、民生に比べると産業用の展開が遅れておりまして、そういうことから、緑地の面積にこの太陽光発電というのを勘案することによって、より産業利用が進むのではないかという発想で、この問題について検討いたしました。

○本田主査 すみません、15.3%は何でしょうか。

○森本座長 これは年間に、太陽光発電の導入量、多分太陽光の発電能力でもって統計をとっているとしますので、その統計をとったうちの 15.3%が産業用に導入されているということです。

○本田主査 ありがとうございます。

○森本座長 そういうことから「研究会からの提案」としては、温暖化対策の社会的要請と条例の取組みを踏まえ、工場立地法においても緑地面積の一部を太陽光発電施設で代替すべきと考えます。

緑地面積の一部と書いておりますけれども、緑地というのは本来、周辺の人たちも含めて環境をよくするために何らかの自然のものを置いて、より住みやすい、暮らしやすい環境にもっていこうということなので、それを単に太陽電池で全部置き換えるというのは余りにも過ぎた話だと思いますけれども、工場立地法では、この緑地の中でさらに一部である 25%、つまり敷地面積の 20%そのなかでさらに 25%ですから敷地面積で言えば 5%程度、建築物の屋上緑化でも可という内容に現在なっています。

ですから例えば、景観に影響が少ない建築物の屋上緑化で許されている 5%分を太陽電池で置き換えても可と、そういうことをすれば太陽電池の展開が進むのではないかということをご提案しています。資料があっちこっちしますけれども、それによって、こちらの冊子の最初の方に A 3 の大きいが入っているんですけども、これが今、御紹介していますテーマの一覧表なんですけど、この一番上の「工場立地法の緑地面積に太陽光発電施設を一部充当」という、最初の項目の「期待される改善効果」というところを見ていただきますと、先ほど言いましたように、屋上緑化施設の 5%を太陽電池に置き換えた場合というのは、年間約 10 万 t の C O 2 の削減が可能であるという、こういう温暖化対策に起用できるという効果が期待されます。

先ほどの資料の同じ 3 ページですが「新たな要請」というのは、資料の一番下の方に書いてありますけれども、工場立地法を施行した 1974 年以前に建築した工場において、生産性向上や省エネ化の建て替えが、本法による緑地面積確保が困難なケースがあります。これは特に工場が密集しているようなところで立地した工場で、中小の工場も含めて、こういう建て替えをするときに、工場を建て替えると、この工場立地法が適応されて緑地面積を新たに確保しないといけないから、工場の面積が小さくなる。そうすると工場の建て替えをしても生産性向上が図れない等、問題になっていますので、こういうところで屋上緑化に対して太陽電池を認めるとすれば、こういうことも可能になるのではないかと考えます。

2 つ目、4 ページの「グリーン電力証書制度の利用拡大について」というところに入らせていた

できます。

まずグリーン電力証書というのは少し慣れない言葉ですけれども、グリーン電力とは、つまり再生可能エネルギーです。風力とか太陽電池とかが今、主ですけれども、こういうものの電力というのは、電気そのものの価値と、それからCO₂を排出しないという環境価値がございます。電気そのものの価値は普通電気として使ってもらえばいいんですけれども、環境価値を切り出して、これを別途、より環境に関心のある人たちに買ってもらって、よりグリーン電力といいますか、その再生可能エネルギーを拡大していこうという仕組みです。

その説明、資料の4ページの左下の方に、これは太陽電池の場合のグリーン電力証書の位置付けを表示したものです。これは縦軸に太陽電池で発電する電力量、横軸に電力の価値というのを書いております。御承知のように、電力量の大体半分程度は、これは電力会社さんに今、23円/kWhで買っています。これは環境価値とともに買っているわけですけれども、自家消費分については自宅で消費する、つまり電気そのものの価値だけを消費して、そうしたら環境価値というのは宙に浮いているんです。このグリーン電力証書を今度、環境価値をグリーン電力証書として第三者に買ってもらうことによって、太陽電池を設置した人がキックバックを受けて、そのメリットを享受するということによって、太陽電池の普及促進が図れるという仕組みでございます。

現在、このグリーン電力証書というのは、実は太陽電池については小口で、なかなか証書化に手間がかかるという問題があります。今、グリーン電力は風力がメインにやりとりされていて、例えばソニーさんとか私どもが一部買っておりますけれども、特にCSRに御興味のある、関心の高い企業さんではこういう電力を買っていただいております。

私どもも使っておりますが、グリーン電力証書を買って、例えば組み立てに必要な電力の10%分のグリーン電力証書を買ったらグリーンマークというのがつけられて、液晶テレビ、私どもでいうと、シャープのアクオスですけれども、それにもこういうのをつけてアピールさせていただいております。

それからイベントなどでこういうグリーン電力証書を買っていただいて、環境に貢献しているというのをPRされていることもあります。今日も羽田空港で乗っていましたエスカレーターの横にグリーン電力証書のマークがついていて、このエレベーターはグリーン電力で動いていますというのをPRしていただけていました。少しずつ使われ始めているのですけれども、まだまだこれからです。

このグリーン電力証書というのは、実はまだ法による位置付けがはっきりしないというか、どちらかというと民間の取り組みでやられています。ですので、これを温対法、温暖化対策法等の中で、グリーン電力証書を買ったら、つまりCO₂を排出していないという、排出権のようなものです。それを企業が買ったらちゃんと温対法でもって通常他国から買ってくる排出権と同じように扱って、排出削減に利用できるということをしてグリーン電力証書の利用価値を高める、インセンティブというのを高めていただきたいというのがこの提案でございます。

更に、今回お話を聞いていただけるということでもう少し例をつくってきました。8ページをご

覧ください。

これは民間で少し使い始めているんですけれども「自治体庁舎等で使用する電力のグリーン化」というのをやってはどうかと、1つ例をつくってまいりました。

民間企業でも一部やっているのですけれども、自治体や庁舎、関連施設、太陽電池を乗せて積極的にそういう自然エネルギーを使おうという取組みもありますけれども、建物によっては必ずしも太陽電池をつけられないところもございますね。そういう場合にはグリーン電力証書を買って、まずCO₂を排出していないという権利を買うわけですから、普通の電力を使っているグリーン電力証書と併せてCO₂を排出しないと考えられるわけですから、自治体でもそういう取組みをもう少し進めるべきではないか。

それで例えば、ここに例を掲載してきたのですけれども、環境モデル都市である堺市の場合、26,880 tの年間CO₂排出量に対して、グリーン電力証書でCO₂排出量を全部賄うとすれば、帳消しにしようとするならば、年間約9億円の追加支出がある。この下の方に、左の方は堺市で使っているいろいろな電力需要をグラフで書かせていただいております。

これをカーボンニュートラル化する場合ということで、右の方に表一覧に書いてあるのですけれども、真ん中より少し下の方に「世帯数換算」というのが、つまり堺市内の4万世帯に3.7kWtの太陽電池をつけて、そのグリーン電力分を堺市が買い上げれば、堺市の電力が全部グリーン化できる。1世帯あたりに還元される額というのが15,000円ぐらいという、そんなに大した額ではないんですけれども、これも10年間やれば15万円ぐらいにはなります。

太陽電池を導入して少し経済的に負担だったものを軽減できるのではないか。こういう取組みによって、勿論お金がキックバックできるだけではなくて、こういう取組みが太陽電池を入れた人と買った人と、それからそれを回す仕組みというので、多くの人がCO₂の排出削減について考える機会になると思うんです。ですから、こういうのを是非、自治体においても導入するような取組みをつくってはどうかと思います。

そうしましたら次、小水力発電等導入の件について、中井の方から御説明を。

○中井参事 これは一気に御説明をさしあげてよろしいでしょうか。

では続けていかせてもらいます。

3番目ですけれども「小水力発電装置の導入円滑化について」。小水力発電装置というのは出力1000kW以下という比較的小型な水力発電の機械で、最近ときどき農業用水路なんかにつけるパターンが多くなっておりますが、今まで使っていなかった水を利用して発電する装置のことです。ここに写真が載っていますけれども、普通のダムを設置するたびに、川の水を干上がらせないためにある程度水を流しておく必要がありますけれども、そこにこういう新たな小水力発電装置というのをつけて、無駄なく電力も回収してしまおうという動きが世の中でそこそこできつつあります。

しかしながら、こういう装置というのは、実際使っているのは川の運動エネルギー、位置エネルギーだけを回収するもので、別に川の水自体を消費しているわけではないのですけれども、実は省庁を渡って国土交通省と経済産業省、場合によっては農林水産省の許認可を得ないとこの装置1つ

がつけられないというところ、そういうややこしさがあって、実際には装置自体も世の中には結構製品として出ているんですけれども、普及が遅れていると、確保できるエネルギーのポテンシャルを確保できていないというのが課題としてあります。

右側にややこしい、矢印がたくさん書かれたフローチャートみたいなものがありますが、川には水利権というのがあります、それを確保するためにこれだけのフローを通じて初めて水利権を取得することができる。スムーズにいても半年ぐらいは普通にかかるというフローに実際はなっておるらしいです。そうすると、これから小水力発電を利用していこうと思われる事業者も、水利権ひとつで半年以上かかるために、なかなか導入するインセンティブというか意欲が削られるというか、やる気が起こらないというのが現状であり、もうひとつ装置が普及できていないといえますので、法制度という観点では若干違いますけれども、こういうフローの簡素化をどんどんしていくべきだと、今はエネルギー問題とかという、今すぐやらないとGDPの何%かが失われるといわれている中で、こういう旧態依然とした制度というのはどんどん改善していかないといけないということを、ここでは書かせてもらっています。

せっかく純国産のエネルギーという水脈、日本は水がたくさんありますので、それから回収できるようなエネルギーはたくさんあるのですけれども、こういうフローがあって普及できていないというのも今後は改善していくべきだとここは主張しております。

ちなみに世の中の動きとしましては、一番下の（ご参考）というところに、環境省さんが昨年5月ですけれども、「古川イニシアティブ」というのを公表されています。それは古川政務官が小水力発電というのに御関心を以前からお持ちになられていたようで、今後これを進めていくべきだと自ら提案されているのですけれども、進捗が見えてこないの、これはどうなったのかと、少なくともこういうのを公表するぐらいであるから、今後こういう技術も普及していくという流れはありますし、普及させていくように制度も変えていく必要があると考えております。

次が「超電導ケーブルの実証促進について」というところは、超電導ケーブルというのはまだ世の中で一般的に使われてはいないのですけれども、技術的にはほぼ確立しております、ケーブル自体の製造は可能です。超電導送電技術は、Cool Earthに出てくる21の重点技術のひとつにも挙げられておりますが、実際にそれを、ものとしてはできており、今度はどんどん実証実験をしていって信頼度を上げていくステージまで来ていますけれども、なかなかそれが日本では実現できていない。

超電導ケーブルというのは御存じかと思えますけれども、冷却しないと駄目であるというので冷凍機が必ず必要ですけれども、それにヘリウムとかネオンという特殊なガスを使います。普通冷凍機というのはフルオロカーボンというガスを使うのですけれども、もっと低い温度、マイナス196℃という温度に下げのためにヘリウム、ネオンというガスを使う必要があります、今の高圧ガス保安法の中ではそういうヘリウムとかネオンに対して、冷凍機用ガスとして使っているということが言及されていなくて、一般高圧ガスとして扱う必要があります、非常に使いにくい状態になっています。

今の高圧ガス保安法の中身でいうと、冷凍機用ガスはかなり緩い使い方というか、簡単に使えるような法律になっているのですけれども、その法律ができた時点で、まさかヘリウムとかネオン

というのを冷凍機に使うことが想定されていなかったと思われます。その後に超電導という技術が出てきて、ヘリウム、ネオンが冷凍機として必要になってきたことに対して、高圧ガス保安法の改正がまだ着手できていないというのがありまして、国内で実証実験がかなり後れているというか進んでおりません。米国とか韓国でむしろこういう超電導ケーブルの実証実験は盛んに行われつつあります。そういうところは高圧ガス保安法みたいな法律がなくて、自己責任のもとで管理しているのですけれども、日本ではそういう守るべき法律があるので、法律を無視するわけにはいかなないのでそのとおりにやると、なかなか実験が実現に至らないというので、かなり準備が大がかりになるというところで、ここをもう少し普通の冷凍機用ガスと同じような扱いをさせてもらおうと、どんどん実証実験が進んで、早く市場で本当に使える技術を確認できるように、その一歩手前で止まっているという状況であります。

したがって世の中の技術に対して、法律を迫りつけてほしいというか、法律を見直してほしいという形の一例として超電導ケーブルを挙げ、課題となっている高圧ガス保安法を見直すべき、と書かせていただいております。

○森本座長 いいですか。時間をとって申し訳ありません。最後ですが、住宅の省エネに関して、11 ページです。御承知のように、日本のCO₂排出量の中でも家庭部門のCO₂の排出量が増えているというのは非常に大きな問題で、なかなかうまく対策もない状況と理解しております。けれども、そこに「検討課題」と書かせていただいているように、1990年に1.27億tCO₂/年が、2006年には1.66億トンCO₂/年と、増加率が30.7%という結果が出ており、住宅の省エネ促進というのが必要だということが当然わかるわけですが、なかなか実際に民間でこういう省エネ住宅を建てようとしても、当然家屋や機器に追加の設備投資といえますか、追加のお金を払わないとそういう省エネ住宅は建たないわけで、そういう住宅を建てても、今度は売るときにひとつの資産価値として認められないと、建てても多少省エネになって電気代が助かるぐらいで、設備投資する意欲がでない。

こういうところが問題で、やはりちゃんとそれなりに省エネを頑張った人たちには、資産価値として向上するような仕組みをつくってやらないといけないのではないかと考えます。

それで、これをどうするかというのは、省エネ危機とか、家の省エネ度、壁とか屋根とかいろいろところで省エネの仕組みを導入することができると思うのですが、そういうところを総合的に省エネ性を評価する仕様が今のところありません。これをきちんと具体的な定量化するということは、住宅メーカーさんなんか聞いたら、大手のメーカーでは大体計算できると言っているんです。けれども、そんなコンピュータを使ってやるような話というのは中小の住宅メーカーさんにはできないですから、何かそういうものを、具体的なCO₂削減、この家をやると年間どれぐらい減るかという、CO₂の削減量に換算する方法という評価指標をつくりまして、そういう評価指標の大きさに応じて、研究会の提案の中に書いておりますけれども、所得控除とか固定資産税の減免とか、家の資産価値が上がるような優遇措置を考えていただければ、もっと皆が真剣に取り組むのではと思います。

それで下の方に書いているのですけれども「現状」ということで、機器の方はある程度トップラ

ランナー制度なんかがありまして、どれだけ省エネ性が高いかというのは大体基準が定まってきているんですけども、住宅業界の方、これからトップランナー制度が入られるので主に標準化が進んでくると思うのですけれども、そういう標準化が進めば省エネ性の評価もしやすくなりますので、こういうものと合わせて、最初に家を買ったときに評価して、年間2t削減だから、2t分についてはこれぐらいの、例えば固定資産の減免をしようということ、資産価値を上げるようなことを考えてはどうかと考えています。

お時間を取りましたが、以上でございます。

○本田主査 どうもありがとうございました。大変具体的な提案をいただき参考になりました。次にこちらから質問をさせていただきたいと思います。

先生、いかがですか。

○中条委員 はい、後でまた。

○本田主査 今日御提案いただいたもののうち、うまく進められれば一番CO₂削減のインパクトが大きいのがこの住宅の省エネ化だと理解しましたが、正しいでしょうか。

○森本座長 そうですね。

○本田主査 諸外国でも住宅の省エネ化にポテンシャルがあると言われているが、うまく入れられていません。トップランナー制度を入れると優良メーカーが基本的に優遇される形になって、家庭用はいいのかもしれないんですが、住宅はこのトップランナー制度以外でエコハウスにできる方法とかというのは、幾つか議論なされたことがあれば是非教えていただきたいのですが。

○森本座長 そうですね。今回の、確かに省エネ性を評価すると言っても先ほども申しましたように、大手はコンピュータを使って計算して、かなり正確にできるそうですけれども、それだと例えば中小ではとてもではないけれども対応できないというので、もっと例えば、こういう断熱性の壁を何平米使ったらこれは何キロ削減するという、細かい基準づくりになると思うのですけれども、そういう建築材料によって、これはどれだけの広さを使ったかによって幾らの削減量とするという、簡単な早見表みたいなものをつくって、中小の大工さんとか建設業者でも、その早見表を使って、CO₂の換算削減量が出てくるというものをつくれれば、その値自体が本当に削減できるかどうかというのはまだ問題があるのですけれども、問題は我々がこの制度を入れることによって、インセンティブをつけて家の資産価値を上げて民間の人たちがより家を建てるような方向に社会を誘導していくというのが大事なので、そういう簡単な換算表をつくるということで誘導できればと思う。

国交省さんに去年年末に行ったとき、換算表の検討を今、やっているということをおっしゃっていたので、期待しています。

○本田主査 では、それは是非聞いてみます。

断熱材とか複層ガラスをどれだけ使えば、どれぐらいの削減量という。

○森本座長 そうです。

○本田主査 ありがとうございます。

○吉田参事官 今日か昨日とかの日経に、新日石がエコハウスみたいな、まさにこういうもので、

家全体でまとめてCO₂排出ゼロみたいなものを横浜かどこかで実証実験を始めるとか、そんな報道がございましたけれども、そういうものをもっと指標化するというイメージですか。

○森本座長 あれは多分、大手のそういう家をつくっているところは、そういう設計をコンピュータを使ってばりばりやって、年間、どういう設定でどういうつなぎ方をすればどれだけ削減して、それを担保するために太陽電池をどれだけつけてとか、これもかなり定量的にわかるようになってきているんです。

ですから、大手の住宅メーカーでは、それぞれ自分たちで、今、おっしゃったようなエコハウスをつくって、彼らは実証実験というのをやっております。

○吉田参事官 そういうところではないところでも活用できるというイメージでしょうか。

○森本座長 そうです。

○鈴木室参事 町の工務店とか。

○森本座長 町の工務店さんでもちゃんとそれが評価できる。

○本田主査 おっしゃっているように、確かに住宅活用への反映とかに生かされないと、ということですね。

○森本座長 そうです。

○鈴木室参事 結局、先ほどのグリーン電力証書とこのエコハウスというのをくっつけるようなことというのは可能ですか。削減した部分をグリーン電力証書にして、この家の場合も売れるようにすると。

○森本座長 実は、グリーン電力証書というのはお金でやりとりをしますから、CO₂の削減量自身がある程度、計量法でもってきちんと計ったものでないと、お金でやりとりすることというのは非常に危険だと思うのです。

実は、グリーン電力証書については去年、ここに内閣府に來られた資源エネルギー庁の河本さんがおられたときに、ちょうどグリーンエネルギー利用拡大小委員会というのを作りまして、そこでグリーン電力証書のガイドラインというのをつくったんですけれども、やはりお金でやりとりしようとする、計量法対応でないと絶対いけないということで、グリーン電力証書については今、計量法対応できちゃんと値が担保されているのです。ところがこの話は、換算表を使ったような話を今、提案していますので、それをお金でやりとりするのはなかなか難しいかと思います。

○中条委員 一応水力発電は興味を持っているんですけれども、これはつくる方のCO₂の排出はどうですか。

○中井参事 済みません、会議の中では議論はしていなかったです。LCAという観点ですね。

○中条委員 そうです。

○中井参事 済みません。それは意見として出てなかったのです。

○森本座長 小水力の設備をつくるときの？

○中井参事 ペイバックタイムの事ですね。

○中条委員 要するに、大したことないということですかね。

○森本座長 私は水力をやっておりますけれども、電気製品なんかは普通大体5%とか10%ぐら

い、つまり、使うときのエネルギーが9割とか9割5分を占めている。つくるときのエネルギーというのは5%とか10%ぐらいです。普通、電気製品というのは大体そういうものだ和我々は理解しています。

これは聞けばわかるのではないですか。

○中井参事 持ち帰らせていただいて、後ほど識者に確認した上で回答させていただきます。

○本田主査 工場立地法に関しましては、国交省さんと1回話をされたのですか。

○森本座長 国交省さんと話しました。

○中井参事 工場立地法は、管轄は経済産業省さんです。

○本田主査 経済産業省。

○中井参事 はい。

○吉田参事官 工場立地法というのは、まさに緑との調和みたいなところを合法目的としているので、これは緑よりももっと効果的な温暖化対策という観点で、工場立地法にその概念を取り込んでくれということですね。

○中井参事 全部緑に置き換えてくれというのはさすがに乱暴だという意見がこちらでもありました。本来工場立地法というのは70年代の公害問題があったときに、地域との調和であるとか。

○吉田参事官 地域の緑の環境みたいなのと調和させましょうと。

○中井参事 見た目と防音とヒートアイランドとかという目的があるのですけれども、そういうことがあって、単純に緑地とソーラーを差し違えにするのはさすがに乱暴であるという意見が。

○吉田参事官 そうなんです。だからそこに何かうまい概念の、間に挟むものがあるとつながるんだけど、これはいいアイデアだと思うんですけれども、法律の門構えからすると関係ない話なので。

○本田主査 趣旨に合わないというわけではないかもしれませんが、近隣への還元というところがあればいい、経産省さんは話は聞いてくださりそんな感じなのでお聞きしたんです。

○吉田参事官 気持ちはわかるのだけれども、うーんとうなってしまうだろうという気がします。これはいずれにしても、屋上部分の太陽光発電施設を緑地換算して、その分工場の敷地の緑はなくていいから、その分敷地は有効に使っていいと言ってあげるといいということですね。

○森本座長 そうなんです。おっしゃるとおりで、前にお話に行ったときに、企業立地促進法特例というのがこの上にまたかぶさっているようで、その特例で、近隣住民とある程度緑地の話をして、条例でもって許されるのであったら、20%というのはある程度変えられるということをおっしゃっていました。

○中条委員 20%を変えられるんですか。20%を小さくするという意味ですか。

○森本座長 20%を小さくするという事です。ですから、最初我々は、地上にある分を代替できないかという話をしていたんですけれども、そういう特例が既にあるというのであれば、屋上につくる緑地についても太陽電池での代替を認めてほしいという話に書き換えたんです。

○吉田参事官 これは企業側は乗っかってくるんですか。

○森本座長 企業側は屋上緑地を太陽電池で代替できるのであったら、多分緑地のようなメンテナ

ンスも要らないですしね。

○本田主査 満遍なく使えるわけですね。

○吉田参事官 使えるのだけれども、ある意味では高い電気になるんですね。

○本田主査 設備と代替で。

○森本座長 倍ぐらいの高い電気になります。

○本田主査 オフセットとかにあれだけお金を使われているところがあると考えたら、キャストの取れる側から入れば乗ってもいいとおっしゃっているところがあるように聞いていたんです。

○中条委員 屋上緑地というのは何のために置くんですか。

○中井参事 屋上緑地の元々の趣旨は、本来は床の上に緑地面積を20%確保しなければいけないのですけれども、それが工場の敷地面積がいっぱいで、これ以上緑地を増やせないという場合のある意味緩和策として、20%のうちの一部だけは屋上に、という意味です。

○中条委員 屋上でもいいということは、景観が理由ではないですね。

○中井参事 そうです。

○中条委員 だからやはり理由はCO2ですか。

○中井参事 どちらかというところちの目的が強いのと思われるので、だったらソーラーでもいいではないですかというのが我々の言い分です。

○本田主査 なるほど。これは我々もやってみたいと思うんですが、論理構築をうまくすれば経産省は多分話をしてくれるのではないかという感じですね。

○吉田参事官 多分工場立地法というのは、例えば緑、工場の敷地の外に青々とした緑があっても、一律に工場の敷地には何%というようなことで、最近相当弾力化ということをやってきたんだろうと思うんですけれども、あくまでもそこは工場立地とまさに周辺環境の調和というところが法目的だろうから、温暖化対策という別の概念をぶち込まないとなかなかそういうのが、ずっと素直に入らないという気がするという感じですね。

○森本座長 そういうことはおっしゃっていました。

○本田主査 そういう意見交換もされているんですか。

○森本座長 年末に1回だけはやらせていただきました。

○本田主査 どういう終わり方になっていたんですか。

ここはオフレコで。

○森本座長 終わり方というか、そのときの話ではかなり緩和されていると、つまり企業立地促進法特例とかが上にかぶさって、周辺住民の議論さえうまくいけばかなり柔軟にできますから、我々が求めているのも場合によっては可能ですという話だったので、あまり法律を変えるという議論にはならなかったのです。

○中条委員 今の確認ですけれども、周辺の住民の方がOKだったら、この太陽光発電もOKなんだという意味ですか。それも可能になっているのですか。

○中井参事 いえ、そのときの特例というのは、緑地の面積20%を1%まで下げることができると、純粹に緑地をなくすということに対して、地域のコンセンサスがあれば大丈夫ですと言われていま

す。既にその法律があるので、さらに実場面でそんなに困っていることがあるのかと、逆に尋ねられています。

○中条委員　そういうことですか。

○中井参事　あったらそのときにもう一回一緒に考えましょうと。

○中条委員　そうすると、20%を減らした後、何に使うかは知らないけれども、住民と話をすればとにかく減らせるんだと、だからこういう太陽光発電のようなものを入れる余地はあるのではないかという、そういう考え方ですね。地元との話し合いというのは、対象になっている工場が個別にあるということですか。

○中井参事　いえ、自治体だと思います。

○中条委員　自治体ですか。なるほど。

○中井参事　自治体が、特区ではないですけども、この地域は緑地を1%まで減らしますという条例を成立させたら、その地域では緑地がほとんどなくても工場が建てられるという。

○中条委員　では、自治体がやっているのだからいいのではないかと。

○中井参事　自治体側から言うと、こちらに任せられてもなかなか住民との交渉が大変なので、国から言った方がやりやすいのにとというふうなジレンマもあるようです。

○中条委員　いつもの構図ですね。

○中井参事　最近では東大阪とかの中小企業では、資料の新たな要請のところに記載しておりますように、工場を改修したいのだけれども、改修したら面積が9,000平米増えて工場立地法に引っ掛かってしまう、だから今のまま我慢しよう、みたいなことを言われているところも、関西の一部の中小企業の話ではあるとは聞いております。

○中条委員　そうすると、難しいですね。緑地の部分を減らしたいという話が、それとそこに太陽光電池を置きたいという話と別かもしれないですね。工場としては太陽光電池をわざわざ置かなくても、とにかく緑地の部分を減らしてくれればいいんだと。

○吉田参事官　企業はそっちだけかもしれない。

○中条委員　そうするとやはり、減らした分は太陽光電池を置くといいというインセンティブが必要になってきますね。

○本田主査　でも、太陽光電池を置けば緑地を減らせるということが本当にできれば、動かれる会社は確かにあると思います。

○中条委員　どちらがお金がかかるんですか。やはり緑地の方がお金がかかるんですか。

○森本座長　緑地よりは太陽電池にした方が、初期投資はいると思います。ただ、太陽電池の方は一旦置ければメンテナンスは要らないですが、緑地はもうずっと四季にわたってメンテナンスをしないとイケません。

○中井参事　緑地のメンテナンスは結構お金がかかって大変だとはよく聞かれるので、むしろ太陽電池の方がいいのではないかとされるメーカーさん、建設業界の方もいらっしゃいました。

○中条委員　なるほど。それで発電すればエネルギーになるんですからね。

○中井参事　はい。

○本田主査 ほかには、よろしいでしょうか。

○吉田参事官 済みません、冷凍保安規則とありましたけれども、これは高圧ガス保安法の施行規則にというわけではないんですか。

○中井参事 施工例、一部、高圧ガス保安法の下についている法律です。

○吉田参事官 高圧ガス保安法の体系の中で、これが出ていると思えばよろしいんですか。

○中井参事 そうです。

○吉田参事官 わかりました。

○中条委員 管轄はどこですか。

○中井参事 経産省さんです。

○鈴木室参事 ほかで話とかされていますか。

○中井参事 この提言に対して相談したという話は、経産省さんは工場立地法と、先ほどの超電導の話、冷凍保安の話を見せてもらっています。

小水力と住宅は国交省さんの住宅局と河川局の方と意見交換をさせていただいております。

○吉田参事官 超電導ケーブルというのは、何か提案をなさっているようなものというのは、うろ覚えですけれども、特区に似たようなことを考えている人がいるという話を聞いたことがあるんですが。

○中井参事 この話を挙げているのは確かガス業界と低温学会でしたか。そういう業界や学会の方は大分前から言われています。

○山本企画官 超電導のところ、経産省さんの反応はどのようなものでしたか。

この資料からしますと、自らの所管だけで完結する話のようにも見えるのですが。

○中井参事 一応、一部は考えると言われているんですけども、ただ、これが最優先ではない、ほかに優先すべきこともある、というような言い方です。

○森本座長 ヘリウム、ネオンとも全然毒性のないガスなので、安全性に関してはそんなに心配ないのですけれども、余り一般的ではないからなかなか難しいというのがあります。

○吉田参事官 だれか立派な人がフルオロカーボンというのと同じぐらい安定の不活性ガスなんですというお墨つきをしてくれれば、別に法律改正をするわけではないから問題ないと思うんですが、事実だとすると、そういう権威と権力を持った人が言ってくれるということが大事だと思うんです。

○中井参事 先ほどの低温学会さんは、何度かそういう話をいろいろなところでされているんです。

○中条委員 利害関係にあるところは、業界はどこなんですか。

○中井参事 利害関係は余りないと思います。

○中条委員 要するに、ネオンとかヘリウムが大丈夫だということになったら困るような、代替的な財でそれが減少するということはないんですか。

○中井参事 ないです。

○森本座長 こんなに低温にできるガスというのはこういうものしかありませんから。

○吉田参事官 その大家に何か言わせるのと、プライオリティーを上げさせるわけです。こういう

のがプロジェクトで、それこそ何か、厚生にらみでプロジェクト提案みたいなものもやっているではないですか。経団連なんかも出していますが、ああいった中で、こういうのが今の中で一番大切なんだみたいになれば、順番が上がってくるわけです。

○中条委員 これはモミジ、アジサイでも行けそうな気がするんですが。

○吉田参事官 これは多分それは出てきていると思うんです。

○中条委員 出てきているんですか。

○吉田参事官 ちょっと聞いてみます。

○中条委員 では、何か理由が書いてあるでしょう。

○吉田参事官 全国ではなくて、多分本当に純粋特区のことで話が出ているかもしれないんです。

○中条委員 小水力発電ですけれども、これは大きさはどれぐらいですか。この部屋ぐらいですか。

○森本座長 部屋自体はこうなっていますけれども、中に当然タービンがあって、タービンが 50cm とか 60cm とか、こんなものです。

それに対して、インバーターかコンバーターか電力を交流する機械がたんすぐらいの大きさがあるんです。全部システムを入れてもこの部屋の半分ぐらいです。

○吉田参事官 この小水力は通常売電目的のためにつくられるんですか。それとも自家装置なんですか。

○中井参事 両方あると思うんです。

○吉田参事官 自家消費のときも、経産大臣の協議とか面倒くさいものが要るんですか。

○中井参事 つける場所によります。言われているのは、水道局とかが自分の敷地の中で上水道とか下水道の流れを利用する場合は全然、国交省とかの許可は要らないんです。普通の河川につけるからややこしいのです。

○森本座長 水利権が絡む問題ですから。

○吉田参事官 水利権が絡んだだけで経産大臣に協議が必要になるんですか。

○中条委員 経産大臣ではないのでは？

○中井参事 これは一応、関係省庁と協議が必要という文言になっているらしくて、水利権をとるのにも経産大臣に一旦書類が行くらしいんです。

その辺りのトレースが申請者と全然できなくて、どこかで半年ぐらい止まっているという話で、結局申請許可に無駄に時間ばかりかかっているというのがあって、せめてトレースするところぐらい教えてくれればこちらからアシストの意見もできるのにという。

○吉田参事官 場合によっては工業用水として使っているかもしれないし、農業用水として使っているかもしれないからということですか。

○中井参事 そうです。

○中条委員 水利って自治体ではないのですか。

○中井参事 その辺は河川によって違います。

○本田主査 一級河川だと経済産業省。

○中井参事 一級河川は国交省です。

○中条委員 いえ、国交省は水利ではありません。利水は関係ない。治水の方しか持っていないから。

○本田主査 そうですか。

○中条委員 河川の場所を使うということについては国交省河川局。けれども、水を使うという意味での利水の権限は国交省にはないです。

○本田主査 そうすると、経産省と。

○吉田参事官 ここは利用者の立場ですね。

○中条委員 これだけ水を使うからということ申請してきて、それを認めるんですね。

○本田主査 だとすると、水利のところが一番絡んでいるのは都道府県と市町村ですか。

○中条委員 水利だとすれば。だけれども、単に施設を置く、河川敷を多分使うんです。そこを使う許可ということであるならば国交省です。

○本田主査 そこで時間がかかっているんですか。

○中条委員 どこで時間がかかっているんでしょうね。

○中井参事 そういうことがブラックボックスなんです。事務所に書類を出した後は、どうなっていますかと事務所に相談しても、もうどこに行ったのかわからない。

○事務局 去年、経産省の検討会で水利権の手続が大変複雑だというのが挙がっていたと思うんです。具体的に何かおっしゃっていましたか。

○中井参事 経産省の検討会ですか。水に対するレポートが出ていたと思うんですけれども、多分同じ話だと思います。

○中井参事 経産のまとめたレポートでは、私も1回電話して聞いたことがあるんですけれども、最後は当経産の所管ではないのというような返事が来ました。

○本田主査 これはちょっと私どもでも追いかけてみますが、非常に難しいのが、国交省、経産省というのが私どもの方で話ができるんですけれども、都道府県、市町村が絡んでくると、私どもの方で調整をすることが、なかなか難しい。

これは総務省に言っても、多分、総務省はいかんともし難いと思うんです。

○森本座長 これについて国交省さんとお話しさせてもらったんですけれども、結局はベストプラクティスというか、うまいこといった例の事例集をつくらうと、それを参考にしながら試行錯誤でやってくださいということでした。

○本田主査 自助努力でやってくれということですか。

○森本座長 そうです。その辺まではお話をさせていただきました。

○本田主査 わかりました。

○中井参事 彼ら自身も、実は悩んでいるところがあるらしいんです。こういう新しい技術が出てきて、どういうふう書類を回していけばいいのか、自分らのためにもそういうノウハウ集というのが、効果あるかなということを言われています。

○本田主査 水力発電の促進を国交省が妨げていると言われると。

○中井参事 そう言うかもしれません。

○本田主査 わかりました。

よろしいでしょうか。今日は本当にありがとうございました。また引き続き、いろいろお話をお伺いできればと思います。

○森本座長 ありがとうございました。